

g) 刑罰に相当するようなペナルティを科すことは望ましくないのではないか。

【医師法21条】

- a) 医師法21条を改正し、診療関連死に限っては調査組織に届けることとしてはどうか。
- b) 医師法21条から診療関連死を除外すると、過去に刑事処分の対象となったような事例まで抜け落ちてしまい、適当ではない。医師法21条の改正が先行するということではないだろう。まず調査組織設立の前提として医療事故の届出制度を整備した上で、医師法21条をどうするかについて検討するのが妥当ではないか。届出制度がきちんと機能すれば、届出先が警察でなくてもよいのではないかということが、国民の中でも説得力を持って受け入れられる可能性がある。また、医師法21条を改正しなくとも、実際に活用される場面は少なくなると思われ、実質的には問題はなくなるのではないか。法律は、あらゆる社会事象を対象にしているがゆえに抽象的であるため、それを正しく運用する工夫が必要である。

【届出に係る警察との関係】

- a) 警察としては、調査組織を作ることに賛成である。医療事故にきちんと対応するためには、やはり専門知識が必要であり、警察官がその知識を持ち合わせているかというところではない。しかし、明らかに刑事事件としての追及が必要である事例については、調査組織経由ではなく、医師法21条に基づき警察へ届け出るとともに、警察における証拠保全、捜査が必要と考える。
- b) 「明らかな過失」が認められる事例が刑事司法の対象になっているという前提で考えれば、そういったものに関してまで、調査組織が解剖をし、死因調査まで全部終了しなければ警察が捜査できないとなると、遺族側から非常に大きな反発が出てくるのではないか。
- c) 全ての事例について調査組織を介すことについては議論が必要である。何が「明らかな過失」かというのは、判例を参考にすれば、運用は自ずと皆が納得いくものになるのではないか。
- d) 専門家による議論が必要な事例に関しては、調査組織に届け出て、そこで振り分けを行い、刑事事件としての追及が必要である事例については、調査組織から警察に届けてもらうという形がよいのではないか。
- e) 「明らかな過失」とはどのようなものかというガイドラインができれば、少なくとも調査組織を通して「明らかな過失」と認定されたものが警察に行く、という手順を運用としてある程度固めることができるのではないか。それを法文化する、